

社会保険等に参加していますか？

社会保険等とは、健康保険、年金保険及び雇用保険をいいます。

公益財団法人神奈川県下水道公社発注工事に入札参加申し込みの皆様へ

当公社の発注工事においても、社会保険等未加入対策を徹底するため、令和2年4月1日以降に公告又は指名通知する工事から以下の措置を実施します。

1、入札参加条件

条件付き一般競争入札及び指名競争入札で発注する全ての工事において、入札に参加する場合は、社会保険等に参加済であることを条件とします。

2、社会保険等未加入業者との一次下請契約締結の禁止

下請金額にかかわらず、社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止します。

3、社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結した元請業者へのペナルティー

社会保険等未加入業者との一次下請契約を行った元請業者は、以下のペナルティー措置の対象となります。

- ・制裁金(当該社会保険等未加入業者との下請負金額の10%)の徴収
- ・指名停止措置及び工事成績評定の減点

問い合わせ先
公益財団法人
神奈川県下水道公社
総務課
0463-55-7215